

尾道市工場等設置奨励金の申請について

1. 奨励事業者指定申請時提出書類 (事業者→尾道市、着工する日まで)

◇尾道市工場等設置奨励事業者指定申請書 (様式第1号)

【添付書類】

- ・事業計画書
- ・公害防止計画書
- ・法人登記簿謄本又は住民票抄本
- ・定款又は規約
- ・工場配置図及び設計図 (平面図・立面図)
- ・労働者の雇入れに関する計画書
- ・その他参考資料 (前年度の決算書、土地登記簿謄本及び土地位置図、見積書等)

2. 奨励事業者指定決定通知書の交付 (尾道市→事業者、申請後3～4週間後)

◇尾道市工場等設置奨励事業者指定決定通知書 (様式第2号)

3. 事業完了、操業開始時の提出書類 (事業者→尾道市、操業開始後すみやかに)

◇事業完了届 (様式第4号)

【添付書類】

- ・事業実施精算書
- ・請求書及び領収証 (写)

◇操業開始届 (様式第5号)

4. 奨励金交付申請時の提出書類

(1) 尾道市工場等設置奨励金 (事業者→尾道市、操業開始の翌々年4月から3年間)

◇補助金交付申請書

【添付書類】

- ・前年度固定資産税の納税通知書兼領収証書の写し
- ・前年度当該工場等に係る公課証明並びに償却資産の証明書

(土地家屋名寄帳、償却資産課税台帳)

(2) 雇用奨励金 (事業者→尾道市、操業開始の1年後)

◇補助金交付申請書

【添付書類】

- ・ 労働者名簿の写し
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(3) 土地取得奨励金 (事業者→尾道市 操業開始後)

◇補助金交付申請書

(4) 設備取得奨励金 (事業者→尾道市 操業開始後)

◇補助金交付申請書

【添付書類】

- ・ 広島県に準じた書類

5. 補助金交付決定通知書の交付 (尾道市→事業者)

6. 交付決定後の請求 (事業者→尾道市)

◇補助金交付請求書

7. 補助金の支払い (尾道市→事業者)

《適宜必要提出書類》

- ・ 事業計画を変更したとき → 事業計画変更届 (様式第3号)
- ・ 事業を休止・廃止したとき → 事業休止・廃止届 (様式第6号)
- ・ 事業を承継するとき → 尾道市工場等設置奨励事業者承継届 (様式第7号)